

## 使用料の減免に関する取扱基準（府営公園）新旧対照表

改正案	現行
<p>(1) 条例第4条第1項の許可（同項第3号に規定する催し又は同項第4号に掲げる行為に係るものに限る。）に係る使用料は、次の割合を限度として減免できるものとする。</p> <p>①国又は地方公共団体が公用又は公用のために使用する場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 公用使用：全額免除</li> <li>イ. 国、府又は府教育委員会が公用使用：全額免除</li> <li>ウ. 市町村又は市町村教育委員会が公用使用：二分の一減額</li> </ul> <p>②国又は地方公共団体以外の者が公園事業に寄与する<u>条例第4条第1項第3号に規定する催し</u>を行うために使用する場合（一般に公開される催しに限る。）で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 府が後援又は共催するとき：全額免除</li> <li>イ. アに掲げるもの以外のとき：二分の一減額</li> </ul> <p>③保育士又は教員が正規の教課のため児童を引率して使用する場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 特別支援学校が使用するとき：全額免除</li> <li>イ. 府内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（大阪府知事が認可している外国人学校を含む。）が使用するとき：二分の一減額</li> </ul> <p>④社会福祉法人が社会福祉事業を行うことを目的として使用するとき：全額免除</p> <p>⑤身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者とその付き添い者が使用するとき：全額免除</p> <p>⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付き添い者が使用するとき：全額免除</p> <p>⑦知的障がいのある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者及び</p>	<p>(1) 条例第4条第1項第3号又は第4号に規定する催物のための公園使用又是有料公園施設の使用料は、次の割合を限度として減免できるものとする。</p> <p>①国又は地方公共団体が公用又は公用のために使用する場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 公用使用：全額免除</li> <li>イ. 国、府又は府教育委員会が公用使用：全額免除</li> <li>ウ. 市町村又は市町村教育委員会が公用使用：二分の一減額</li> </ul> <p>②国又は地方公共団体以外の者が公園事業に寄与する催しを行うために使用する場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 府が後援又は共催するとき：全額免除</li> <li>イ. アに掲げるもの以外のとき：二分の一減額</li> </ul> <p>③保育士又は教員が正規の教課のため児童を引率して使用する場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 特別支援学校が使用するとき：全額免除</li> <li>イ. 府内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（大阪府知事が認可している外国人学校を含む。）が使用するとき：二分の一減額</li> </ul> <p>④社会福祉法人が社会福祉事業を行うことを目的として使用するとき：全額免除</p> <p>⑤身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者及びその付き添い者が使用するとき：全額免除</p> <p>⑥精神保健及びその精神障害者福祉に関する法律第四十五条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付き添い者が使用するとき：全額免除</p> <p>⑦知的障がいのある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者及び</p>

その付き添い者が使用するとき。: 全額免除

⑧その他知事が特別の理由があると認めるとき。全額免除又は二分の一減額

(2) 都市公園法第5条第1項の許可に係る使用料は、次に掲げる場合は全額免除することができるものとする。

- ①国又は地方公共団体が設置し、及び運営する公園施設を設けるとき。
- ②利用が無料となる公園施設（利用が有料となる施設の附帯施設を除く。）を設けるとき。
- ③府の行政運営と関連するとして認められた者が行政目的達成のために必要な公園施設を設けるとき。

(3) 都市公園法第6条第1項の許可に係る使用料は、次の割合を限度として減免することができるものとする。

- ①条例第4条第1項第3号に規定する催物のために公園を使用する者が、当該催物に伴う仮設の占用物件を設ける場合で、当該催物に係る使用料が（1）の規定により減免されているとき。（1）の規定による当該催物に係る使用料の減免の割合と同じ割合
- ②国又は地方公共団体が公用又は公共用のため、占用物件を設けるとき。: 全額免除
- ③国又は地方公共団体以外の者が公園事業に寄与する催しを行うため、占用物件を設けるとき（①に掲げる場合を除く。）: 全額免除
- ④（2）の規定により全額免除されている公園施設を設ける者又は府に公園施設を寄贈する者が、その設置工事のため工事用施設又は工事用材料の置場を設けるとき。: 全額免除
- ⑤その他知事が特別の理由があると認めるとき: 全額免除又は二分の一減額

その付き添い者が使用するとき：全額免除

⑧その他知事が特別の理由があると認めるとき

(2) 条例第11条に規定する占用料は、次の割合を限度として減免することができるものとする。

- ①条例第4条第1項第3号に規定する催物のために公園を使用する者が、当該催物に伴う仮設の占用物件を設ける場合で、当該催物に係る使用料が（1）の規定により減免されているとき。（1）の規定による当該催物に係る使用料の減免の割合と同じ割合
- ②国又は地方公共団体が公用又は公共用のため、占用物件を設けるとき。: 全額免除
- ③国又は地方公共団体以外の者が公園事業に寄与する催しを行うため、占用物件を設けるとき。: 全額免除
- ④府に公園施設を寄贈する者が、その設置工事のため工事用施設又は工事用材料の置場を設けるとき。: 全額免除
- ⑤その他知事が特別の理由があると認めるとき

【大阪府都市公園条例（昭和32年大阪府条例第30号）】

(行為の許可)

第4条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
  - 二 業としてロケーション又は写真撮影すること。
  - 三 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を使用すること。
  - 四 別表第一に掲げる公園施設を使用すること
- 2-5 (略)

(使用料)

第11条 第4条第1項(第24条において読み替えて準用する場合を除く。)の許可(同項第4号に掲げる行為に係るものを除く。)を受けた者は別表第二に、法第5条第1項又は法第6条第1項の許可を受けた者は別表第三に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 (略)

(減免)

第13条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料金)

第23条 知事は、指定管理者に第24条において読み替えて準用する第4条第1項の規定による許可に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2-6 (略)

7 指定管理者は、知事が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

## 【都市公園法（昭和31年法律第79号）】

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
- 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

4 （略）

（都市公園の占用の許可）

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2・3 （略）

4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、十年を超えない範囲内において政令で定める期間を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。